

**第5期第12回静岡市行財政改革推進審議会 会議録**

- 1 日 時 平成26年1月17日（金）13：30～16：30
- 2 場 所 静岡市職員会館 大会議室
- 3 出席者 **【委員】**  
曾根正弘会長、足羽由美子委員、青山葉子委員、遠藤純子委員、木村幸男委員、高橋節郎委員、高橋正人委員、竹内良昭委員、土屋裕子委員、的場啓一委員
- 【行政】**  
〔検討部会員〕  
池谷行政管理部長（部会長）、遠藤行政管理課長、大石行政管理課行財政改革推進担当課長、深澤政策法務課長、豊後人事課長、中島企画課長、天野企画課分権交流推進担当課長、川崎財政課長  
〔新大綱策定関係〕  
湯本広報課長、石野契約課長、杉山男女参画・市民共同推進課長
- 【事務局】**  
田中副主幹、窪田副主幹、小泉主査
- 4 欠席者 **【行政】**  
木村企画部長（副部会長）、望月財政部長（副部会長）
- 5 傍聴者 静岡新聞
- 6 会議次第 次頁「次第」のとおり
- 7 会議内容 3頁以降に記載

## 第5期 第12回静岡市行財政改革推進審議会次第

と き 平成26年1月17日（金）

午後1時30分から

ところ 静岡市職員会館 大会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 【審議事項】

#### (1) 新行財政改革推進大綱の策定について

ア 基本方針「財政運営」 . . . 資料1-1

(ア) 第11回審議会のまとめ

イ 基本方針「地域経営」 . . . 資料1-2

(ア) 市民参加・協働の推進

(イ) 官民連携・民間活力の活用

(ウ) 開かれた市政の推進

#### (2) 外郭団体における「市としての公益性の検証」について

ア 答申案について . . . 資料2

### 3 その他

#### (1) 第13回行財政改革推進審議会

ア 日 程 平成26年2月19日（水）13:15～16:00

イ 会 場 静岡市職員会館 大会議室

#### (2) 第14回行財政改革推進審議会（調整中）

#### (3) 中間答申（仮）

ア 日 程 平成26年3月10日（月）15:10～16:10

イ 会 場 静岡庁舎新館9階 市長公室

### 4 閉 会

## 1 開 会

《開会宣言》

## 2 議 事

(審議事項)

### (1) 新行財政改革推進大綱の策定について

ア 基本方針「財政運営」

・・・資料1-1

(ア) 第11回審議会のまとめ

イ 基本方針「地域経営」

・・・資料1-2

(ア) 市民参加・協働の推進

(イ) 官民連携・民間活力の活用

(ウ) 開かれた市政の推進

曾根正弘会長： それでは、審議事項の(1)の「新行財政改革推進大綱の策定について」を議題とする。最初に本日の審議の進め方について、事務局から説明願いたい。

《事務局説明》

曾根正弘会長：最初に、前回審議した「基本方針Ⅲ 持続可能な財政運営の確立」について審議する。

取りまとめを行った的場委員から説明を願いたい。

的場啓一委員：資料1-1①の5頁をご覧ください。事務局から説明があったように、前は論文調になっており、長文でわかりにくいという意見があったことから、今回より、1つの項目を1頁程度に圧縮するスタイルとさせていただいた。「基本方針Ⅲ 持続可能な財政運営の確立」についてであるが、5頁では大きな考え方を示し、6頁以降は3つの改革の方向を1頁ずつにまとめた形となっている。まず5頁であるが、これからの静岡市の財政状況を勘案すれば、生産年齢人口が減り、高齢人口は逆に増加する中で社会保障費は年々増加し、ますます厳しい財政状況が続くと思われる。その背景を前提として、今後財政をどのようにしていくのかという観点でまとめている。中長期的な視点で財政計画を策定し、持続可能な財政運営の確立を目指すべきであるとしている。そのためには自主財源の拡充、行政が関与すべき視点を持って歳出の点検と見直しを行うべき。また一方で、静岡市は合併で多くの公共施設を所有しているため、それらの維持管理経費がこれから財政を圧迫する一つの大きな要因と考えられるので、公共施設の総資産量の適正化あるいは施設の長寿命化に早期に対応すべきであると考えている。更に、市民生活に不可欠なサービスである地方公営企業の上下水道事業と病院事業についても不断の見直しと経営基盤の強化が必要であるという考えにより次ページ以降に示している。次に6頁の「改革の方向1 健全な財政運営の推進」であるが、基本的に歳入の確保と歳出における無駄の排除、そしてフローとストックの両面において財政全体の健全化を図ることが重要であるという視点の下で、中長期的な観点で財政計画を策定してフローとストックの両面から財政全体をコントロールすべきであると考えたもの。具体的には、財政健全化の取組として、地方債の発行をコントロールしながらフローとストックの両面で財政を見ていくべき。そして、行政が関与する部分を再点検し、官民の役割分担を明確化を図ること、更に行政評価のPDCAサイクルを回し、予算配分と連動させ、徹底的に無駄の排除を図ることが重

要であること、そして公共工事のコスト縮減には指標を導入して取組んでもらいたいという内容になっている。また、自主財源を確保するために、より一層の収納率の確保と向上を図るとともに滞納整理についても公平性の確保の観点からも強力に進めるべきであるとしている。この滞納整理については、そもそも滞納を発生させないような取組も重要であることを明記した。自主財源を確保するという観点から、保有資産を積極的に有効活用することも必要であり、未利用地の売却や貸付も積極的に進めていくべきと方向性を示している。

次に7頁の「改革の方向2 アセットマネジメントの推進」であるが、限られた財源の中で静岡市が所有する多くの公共資産の維持管理を適正に行っていくためには、総資産量の適正化と長寿命化が必要不可欠であることを前面に押し出している。具体的には、社会経済情勢の変化と現在の市民ニーズを捉えつつ、総資産量の見直し、適正化、長寿命化対策を進めるべきであるとした。総資産量の見直しと適正化では、人口動態や市民ニーズを踏まえ、総資産量の適正化を図ることが必要であるとした。その際には、地域のバランスを考慮した施設配置を行うべきであり、施設を更新、継続する場合には、複合化、多機能化、ダウンサイジングの3つの観点で行うべきとしている。また、このアセットマネジメントを推進するため、体制として専門部署の設置、施設の廃止等を判断するための第三者機関を設置して評価するなどのアセットマネジメントの推進体制を整備する必要があるとした。長寿命化対策については、現在保有する施設を維持、継続する場合には、必ず長寿命化対策を図り、投資額とランニングコストを考えながら、長期にわたってその施設が安全、快適に利用されるように検討していただきたいとした。

「改革の方向3 地方公営企業の経営改善」については、上下水道と病院事業があるが、特に上下水道事業では今後施設の大規模な更新時期を迎えることが予想され、地震や浸水などへの対策も課題となっている。病院事業では、医師不足が懸念される中、安定した質の高い医療サービスを提供していくことが最大の課題となっている。これら地方公営企業については、提供するサービス内容を検証するとともに、新たな経営計画を策定し、包括民間委託や地方独立行政法人化などを検討いただくなど、費用対効果を最大限発揮できる事業手法を検討する必要があるのではないかとした。具体的には、上下水道については、老朽化した施設の更新が迫ってきているので、アセットマネジメントの考え方を取り入れ、効率的に更新を進めていく必要があるのではないかと、また人口の減少等に伴い水道料金は減収傾向にあり、その対策に取組む必要がある。また、下水道については、まだ面整備が終わっていないところもあるので、早急に進め、普及率を上げ、下水道料金の収入確保を図るべきと記載した。次に、市立病院の経営改善については、ここ数年、市内部で検討している地方独立行政法人化に向けて取組むべきであり、また中長期の計画を策定して積極的な経営改善に努めるとともに、最大の課題である医療サービスの向上のため、医療スタッフの確保に最大限の努力をもって取組んでいただきたいとした。

曾根正弘会長：起草案に対して、特にご意見があれば、お願いしたい。

遠藤純子委員：下水道の面整備という表現があるがいかがか。

的場啓一委員：下水道を面（エリア）で整備していくということ。

高橋節郎委員：内容的にはこれまでの議論を踏まえた内容となっているので良いが、設計VEやフローとストックなどの専門用語が出てくるので、どこかに注釈を入れた方が良いのではないかと。

曾根正弘会長：※印で注釈を加えるか、平易な言葉にするか。

事務局：一般の方に分かりにくい用語については、欄外又は最後にまとめて注釈を加えることにする。

高橋正人委員：6頁の自主財源の確保だが、条例等において地方税法のメニューとは別に目的税など

を自主財源と呼ぶケースもあるので用語として注意する必要がある。また、滞納の徴収は、強制徴収だけなのか、強制徴収できない債権も含むのか。

的場啓一委員：自主財源の意味は、地方税のみではなく、また国県補助等を除いた静岡市が自ら得ることができる財源全てを包括的に捉えている。従って、税も使用料も広告料なども含まれる。滞納については、強制徴収できるものなどに限定されたものではなく、市が本来、受益者負担的に市民や企業から徴収するもの全てについて、まずは滞納を発生させない、なおかつ、滞納処理となった場合は、適正な処理を確実に行うべきという意味で考えている。

高橋正人委員：そういう意味では、ここは「自主財源の確実な確保」など形容詞を入れた方が良くもしい。

的場啓一委員：「確実な」を入れた方が分かりやすい。

曾根正弘会長：では、入れることとする。

木村幸男委員：資料4頁の「情報化の推進」の部分だが、下の3つ、「行政サービスの高度化」「地域の活性化」「システムの最適化」が情報化の推進の具体的な内容ということで良いか。高度情報化であるならば分かるが、民間では情報化は20～30年前の言葉である。ここでいう「情報化」が何を意味するのか、文章の内容との関係がしっくりしなかった。

高橋節郎委員：確かに「情報化の推進」は当たり前だが、ここでは、「更なる」ということになるのではないか。

木村幸男委員：1頁の「人材育成・活用」や「効率的な組織」なども当たり前の内容に見える。

曾根正弘会長：今は情報の処理の方法が、以前とは違ってきている。ただ、そこまで踏み込んでタイトルをつけるのは難しい。

的場啓一委員：改革の方向の3つについては、事務局から提示のあったもので、事務局は既にある情報化推進計画と整合させたのではないか。改革の方向のタイトルは全体的に、座りは良いがインパクトに欠ける感はある。できれば、修飾語や形容詞をつけて、タイトルを見ただけで何をしたいのか分かるようにした方が良くと思う。

木村幸男委員：今までの資料を見ていると、これがこれから8年の大綱なのか、3～5年前と余り変わらないのではないかと思えてくる。今は、今後3年でも変化が大きいので8年ではどうか。今年の10月に正式な答申を行うが、そのときに資料を記者が見てどう思うのか。どこが新しいかわからない。もっと記者の心をつかむような時代の先行性、キャッチが必要なのではないか。

曾根正弘会長：確かにそうだが、先の長い年月を考えると特殊なことを盛り込むのも難しいが、少し新しさを感じる言葉があっても良いかもしれない。

木村幸男委員：社会に対する情報発信になるので、アピールできる言葉を考える時間を取っても良いのではないか。

足羽由美子委員：全般的な意見であるが、あまり奇をてらったバルーンを打ち上げるより、確実に継続していくことが最も重要と思う。アピール度が高くないものであっても、それを着実に実行するという宣言であるので、個人の意見としては、これで良いと思う。実際に行う地道なプロセスのほうが大事だと思う。

青山葉子委員：8頁の地方公営企業の部分で、費用対効果を最大限に発揮する方法として、包括民間委託や地方独立行政法人化を具体的に上げてしまっても良いのだろうか。

的場啓一委員：所管課が、効果的な事業手法として包括民間委託や地方独立行政法人化を考えているということであったので、審議会としてもこれを後押しするため、ここに入れた。

竹内良昭委員：6頁の財政運営の部分であるが、フローとストックという言葉が3箇所出てくる。あまりにも多いので、文章を修正してはどうか。また、8頁の地方独立行政法人化だが、「市の方針が示された」とあるので、「地方独立行政法人化に向けて取り組むべきです」の部分は不要ではないか。また、先ほどの議論だが、これは行財政改革であるため、奇抜さや目新しさは無くても良いのではないか。今行っている事業をいかに効率化し、繰り返し行うということであり、着実に進めることを考えてもいいと思う。

曾根正弘会長：着実に進めることが重要となる。そういう意味では、市にはそういったものを確認するチェックリストのようなものがあるのか。やるべきことを行ったのか、目標が達成できたのかなど、チェックするものはあるのか。

事務局：事業の推進については、各局、運営方針の中で成果指標を設け、局長以下で進捗管理をしている。行革については、大綱の下に実施計画を持っており、毎年、進捗管理を行っている。

曾根正弘会長：進捗管理をしていくのかどうかは、重要な点だと思う。

事務局：事業については、行政評価制度があるので、そこで所管課のチェック、市内部の評価委員の2次評価を行っている。

土屋裕子委員：斬新さやインパクトも必要と思ったが、一般市民が見ると、なかなか分からない。あまり新しいものを求めるよりも平均的なところをきちっと抑えて、行政としてきちっと進めるところを見せた方が良いのではないか。

遠藤純子委員：全体としては、過不足無くできている。静岡市が、こういったことを考え、こういった方向に進もうとしているということが伝わっていると思う。具体的なことがあると分かりやすいが大綱であるので、これで良いのではないか。

曾根正弘会長：新たな考え方としては、市民参加や民間との協働による地域経営などがある。そういう意味では、全体的には、新しい考え方なども導入している。

事務局：今までも「市民参画」という言葉はあったが、どのように実現していくのかという点で、3次総では、その担い手の育成を含めて地域経営を進めていくこととしている。地域経営は、新しく入ってきた概念。

高橋正人委員：中間答申の形としては、この内容で良いと思う。地域経営は特に何か入れるのかという議論はあるかもしれないが、行政運営と財政運営では、今までの考え方で進めるべき。

曾根正弘会長：それでは、大方の内容としては、これで良いですか。ただ、更なる推敲はあるかもしれないので、的場委員にお願いしたい。ほかに、ご意見が無ければ、基本方針「財政運営」については、ただいまの意見を基に中間答申に反映させていくこととする。文章表現については、会長、起草者、事務局に一任願いたい方がよろしいか。

《意義なし》

曾根正弘会長：では、御一任いただくこととする。

次に、基本方針「地域経営」を議題とする。まず、3次総との整合を図るため、企画課から3次総における「地域経営」の考え方について説明願う。

《企画課説明》

曾根正弘会長：それでは、ただいまの説明を踏まえ、改革の方向「市民参加・協働の推進」を議題とする。市としての課題と今後の取組を所管課から説明願う。

《企画課説明》

《男女参画・市民共同推進課説明》

曾根正弘会長：起草者である的場委員から、課題や審議のポイントについて説明願いたい。

的場啓一委員：改革の方向「市民参加・協働の促進」についてであるが、協働は、所管課からも説明のあったとおり、まずは市職員と市民の接点を増やす努力が必要となる。市役所と市民を近づける姿勢を市全体で共有する必要がある。静岡市は、自治基本条例を制定しているため、それと市民参画の推進に関する条例の意味するところを職員と市民に浸透させること、条例を機能させることが必要と考える。また、権限移譲については、市民自治を進める上でも国や県から積極的に権限の移譲を受けるべき。ただし、権限が増えることは、市の業務が増えるということであるため、併せて財源についても移譲を受けることが重要となる。権限を移譲された後は、市民の利便性の向上に繋がるよう、市の条例や制度、体制の見直しを行っていただきたい。市民活動の促進に関する条例についても、この条例が実質的に機能することが大切であり、特に市民活動が促進された好事例を積極的に発信してもらいたいと思う。また、協働という概念を理解できていない市民、職員もいると思うので、理解を深める働きかけが必要と考える。男女共同参画の関係では、性別役割分担の意識改革を促す啓発活動を積極的に進めるべき。女性が政策決定の場へ参画できるような環境整備を行って、女性の考えが様々な場面で反映される体制整備が必要である。

高橋正人委員：インデックスの4番、権限の移譲の部分だが、これだけは市民活動というより国県と市の関係であり、ここで扱うべきか。また、市民参画の推進に関する条例だが、他に行政手続条例もあるので、市民参画と市民活動の住み分けと浸透を図ることが最も重要ではないか。

企画課：地方分権と行革との関係であるが、市民参画というと住民自治、地方分権というと団体自治の関係になると考えるが、車の両輪といえる。どちらに不具合があっても進まないため、地方分権についても市民参画の一部分であるといえる。また、市民への周知については、まだ十分に浸透していないが、自治基本条例などが明確に定められているため、今後も努力していきたい。

青山葉子委員：条例では、市や市長、市民各々の責務を定めており、非常に分かりやすいが、まだ市民に十分に浸透していない。一方、男女共同参画は、着実に実績を上げていると思う。市民活動については、もう少し行政が深く関与し、実績を上げるよう啓発しても良いのではないか。

男女参画・市民共同推進課：職員や市民団体を対象に、成功事例を紹介する研修会を実施することとしている。

足羽由美子委員：地域経営や新しい公共空間については、非常にわかりやすい。今まで、自分の中では不明瞭であったものが、きちっと伝わってきた。言葉の生まれてきた背景などの説明があったことから、大きな概念がつかめた。地域経営や新しい公共空間の中から新しいコンセプトを打ち出してもらおうと良い。まず、大きなフレームワークを出し、そして細かいところを埋めていく形が良い物を生み出す。

企画課：今まででは、地域経営というものを明確に説明できなかったことから、今回、このような形で説明させてもらった。

木村幸男委員：市民参画の手続きの手法として、意見交換会、ワークショップ、審議会等とあるが、

タウンミーティングというのは、どれにあたるのか。市民ワークショップとは、どのようなことを行うのか。

企画課：原則として、市民意見募集はパブリックコメントで行うこととしており、ホームページなどで広く周知している。意見交換会は市民と行政との対話型であり、意見を広く求める場合と深める場合がある。会議討議型が市民ワークショップや審議会となる。これは、意見の掘り下げができるが、反面、出席者の意見に限られてしまう。市民ワークショップについては、例えば健康づくり推進課で行った第2次健康爛漫計画の策定などで実施されており、ファシリテーターが集まった市民の意見を引き出し、集約していく。

木村幸男委員：数年前から市がJCと市民討議会を行っているが、この中に入っているのか。

企画課：資料中ではワークショップに入っており、ボイス・オブ・シズオカということで、毎年実施している。無作為抽出の市民に郵送で参加募集を行っている。市民参画の新しい手法の一つといえる。

高橋節郎委員：今までの行政運営、財政運営は、非常に目的が明確であったが、地域経営は元々が抽象的な概念。この図から具体的には、どう降りてくるのか、分かりにくい。次の官民連携や民活は、また明確になるため、ここだけは明確にするよう努力をお願いしたい。なお、男女共同参画については、やることはいいが、これを行革審であまり強くうたってしまうと焦点がぼけるのではないか。

曾根正弘会長：地域経営については、もう少し、具体例をはめ込みながら、イメージが沸きやすい方法を考える必要があるが、特に問題はあるか。

遠藤純子委員：抽象的な地域経営や新しい公共は分かったが、具体例をあげてもらえると分かりやすい。福祉などの面で向上したという例があれば分かりやすい。

曾根正弘会長：非常に重要な部分であるため、もう少し例を入れてわかりやすくしたい。それでは、ただいまの意見を基に審議会としての案をまとめていきたいと思うので、後日、確認をお願いしたい。

次に、改革の方向「官民連携・民間活力の活用」を議題とする。市としての課題と今後の取組を所管課から説明願う。

#### 《企画課説明》

曾根正弘会長：起草者である的場委員から、課題や審議のポイントについて説明願いたい。

的場啓一委員：協働にはパートナーシップとコプロダクションの2種類があるという話があったが、静岡市が目指す官と民の関係の方向性を積極的に打ち出す必要がある。行政のコスト削減のために民を用いるもの、お互いにメリットを共有しようとするものなどがある。官民連携地域活性化会議における新しい取組を1つの呼び水として、新しいスタイルの官民連携のあり方を考えていただきたい。指定管理者、PFI、外郭団体については、指定管理者制度についてはこれまでの実績から、その効果を検証する必要がある、特に指定管理者が柔軟な発想で自らの努力と工夫で、独自の事業を展開することができるように考えるべきである。その場合は、利用料金制の導入を積極的に進めることも一つの方策といえる。PFIについては他の自治体で契約を解除した例もあり、問題もあるため十分な検証、検討を行っていただきたい。今回は、総合計画で地域経営をイメージとして打ち出しており、この改革の方向はその根幹を成すため、静岡市が目指す官と民の関係を、この行革の中でも言及しておく必要がある。



高橋正人委員：指定管理者制度やPFIでトラブルにより訴訟となった場合のリスクは、政策法務の関係になると思うがそのリスクについては、次の審議で扱うことになるのか。

政策法務課：訴訟リスクについては、これをいかに把握し、予防措置を講じ、適切な行政運営をするのかというもので、政策法務の考え方の大きな部分でありますので、そちらでご意見をいただければと思います。

足羽由美子委員：PFIの導入状況だが、総経費概ね10億円以上のものが対象ということで良いか。

事務局：PFIについては、建設費と運営費を併せて、15年間で10億円以上のものを対象としている。

足羽由美子委員：その基準の根拠は、どのようなものか。

事務局：これは各市が独自に決めているものだが、静岡市は導入時の検討の際に決めた。あまり小さいものを対象としてもメリットが出ないと判断した。

足羽由美子委員：PFIを導入した効果の検証はどのように行うのか。

事務局：PFI導入施設は、記載のとおり、南部給食センターとマリナートの2施設。最近新しい施設を新設することは少ないので、改築や建替えが対象となる。これらは建築するときバリュー・フォー・マネーという、官が行ったときと民が行ったときで、どの程度効果があるのかということを出しているが、これが想定した時点と比べ実際にどうであったかという金額的な視点が1つある。また、運営面においては、民が運営してどの程度効果があったのかを、モニタリングにより検証している。

竹内良昭委員：指定管理者制度では、24年度、直営の文教施設が20施設、指定管理に移行しているが、これは図書館か。また、公の施設の文教施設には学校を含んでいるので、施設数のカウントの仕方と全てを指定管理などに移行していくつもりなのか考え方を教えて欲しい。

事務局：560～570の数字は、公の施設全体となっている。中には、学校や幼稚園など直営で行っていくべき施設も含んでいる。そのため、全ての直営施設に指定管理者制度を導入するというわけではない。また、文教施設で24年度に数が増えたのは、清水区の生涯学習交流館が一括で指定管理者制度に移行したものだ。

木村幸男委員：既に審議した市民活動への取組の部分だが、2次総にはソーシャルインクルージョンが上がっていたが、これは3次総ではどのように取り扱うのか。

企画課：2次総では福祉分野の中にあっただが、ソーシャルインクルージョンは、福祉よりも少し広い概念であるので、ユニバーサルデザインなどのようにベースとなる考え方として、子どもや教育の分野など様々なところに含まれている。言葉をそのまま使うかは未定だが、大事な考え方なので必要などころには入ってくると思う。

曾根正弘会長：それでは、ただいまの意見を基に審議会としての案をまとめていきたいと思うので、後日、確認をお願いしたい。

次に、改革の方向「開かれた市政の推進」を議題とする。市としての課題と今後の取組を所管課から説明願う。

《広報課説明》

《政策法務課説明》

《契約課説明》

曾根正弘会長：起草者である的場委員から、課題や審議のポイントについて説明願いたい。

的場啓一委員：静岡市が今後、地域経営や市民協働を掲げるのであれば、市と市民の間に壁を作ってはいけない。公平、公正、透明性の高い行政運営を確保するためには、市民から市の内部が見渡せるように努めるべきである。その一つの手法が広報であり、戦略広報プランに基づき、より一層、情報発信に努めていただきたい。また、広報活動の重要性を職員全てが認識できるような研修や意識改革を進める必要がある。具体的には、スマートフォンやタブレット、PRワイヤーなどの多様な媒体を利活用し、最新のICT技術の活用を図るなど、より一層の情報発信と情報発信力の強化に努めていただきたい。契約については、不祥事の温床にもなりかねないため、透明性と公平性のより一層の確保が絶対に必要となる。基本的には、一般競争入札を増やすこと、また建設工事で行われている総合評価方式を更に改善し、充実させるよう努めてもらいたい。情報公開の関係では、市の職員全体に情報公開に関する意識と理解を深める取組が必要であり、積極的に情報の公開に努めてもらいたい。特に情報の開示、非開示の判断について、職員の資質向上に努めるべき。また、地方分権の時代に相応しい法務能力を持った職員の育成がこれからは必要になってくるのではないかと。政策法務推進計画に沿って、より質の高い政策の立案、執行に努めてもらうとともに、法規をツールとして使った行政運営を目指すべきであると考え。政策法務アドバイザーなどの外部のアドバイザーも活用して例規マネジメントサイクルの着実な運用を図っていく必要があるのではないかと。

高橋正人委員：まず契約であるが、落札額などは誰でも閲覧ができるのか。それとも情報公開請求が必要なのか。情報公開の件については、請求なしに提供される情報があるが、ともすると担当部局内でこれが共有されていないと、必要のない情報公開請求を行わなければならないといったことが予想されるため、窓口対応に配慮が必要となる。また、政策法務については、これから自主立法が重要となるが、法学部を出ていない市の職員についても最低限の法的知識を持ってもらうような研修を導入すべきではないかと思う。

契約課：入札結果は全て公表している。入札ごとに参加者、応札金額、決定金額を全て公表している。特に建設業務と建設監理業務委託については半年、年間ごとに、入札結果を分析した結果についても公表している。入札監視委員会に報告した後、ホームページで公開する。

政策法務課：情報提供に切り替えたものについては、12月に各課に対して可能性調査を行い、今取りまとめている。いただいたご意見のとおり、請求を受けなくても提供できるような取扱いを各課で進めてもらうよう努めていきたい。政策法務に関する研修については、分権時代に相応しい職員を育成するため、法務面での政策能力の向上を図る研修、法務の基礎知識を高める研修等を実施しているが、今後更に進めていくには、研修体系全体の見直しなどが必要であると考えている。

高橋正人委員：情報公開や行政手続き、窓口対応については、なるべく全ての職員に受講してもらいたい。

曾根正弘会長：W i f i の普及の件で、ポータルサイトの中身を検討しているということであったが、どのようなものになるのか。

広報課：情報管理課が担当しているが、民間のポータルサイトに近いような、利便性の高いものを考えているということを知っている。

行政管理部長：情報管理課で、1月に完成する予定で進めている。

曾根正弘会長：それでは、ただいまの意見を基に審議会のとしての案をまとめていきたいと思うので、後日、確認をお願いしたい。ここで10分間休憩する。

《休 憩》

(2) 外郭団体における「市としての公益性の検証」について

ア 答申案について

曾根正弘会長：それでは、審議会を再開する。次に審議事項（2）外郭団体における「市としての公益性の検証」についてを議題とする。事務局より説明を願う。

《事務局説明》

曾根正弘会長：前回の勉強会で皆さんから意見を出してもらい、かなり修正をしているので、これについての疑問や意見は無いかもしれないがどうか。今回は、更に全体をまとめていく。

事務局：今回は、実際の答申案となる。

曾根正弘会長：外郭団体については、全てにおいて公益性に問題がないということであったので、委員の意見の部分が大事となる。この意見が各団体に届くようなものとなっていれば良い。また、これを見る第三者にわかりやすく、伝われば良い。何か意見があれば伺いたい。

遠藤純子委員：この意見にはないが、審議の中では外郭団体には非正規の職員が多く、そういった人々に対する意見があったと思う。体育協会のインストラクターなど、市民に直接接する人たちが非正規の場合が多い。このような人たちの雇用の安定やモチベーションの向上、現場の意見を取り入れるなどの取り組みを、どの団体にも行っていただきたい。

曾根正弘会長：全団体への意見として入れたいのか。特定の団体なのか。内容の詳細を教えて欲しい。

遠藤純子委員：どこの団体が、ということではないが。そのような部分は加えられないか。非正規職員の雇用の安定、指定管理施設では指定期間があるため雇用の安定は難しいが、そういった中でも気持ちよく働いてもらうために、モチベーションを向上させる取組とか、現場の意見を取り入れる、研修による能力向上などに取り組んでほしい。

高橋正人委員：私も賛成する。労働契約法の改正により、非正規職員であっても申し出があれば正規雇用に変えなければいけないということになってきているので、公共性のある団体で雇止めなどあれば、その公共性を疑われる。全体の部分で言及した方が良いのではないか。

足羽由美子委員：全体に通した意見の部分に、それを入れるのはどうか。

竹内良昭委員：私もそう思うが、確かに体育協会のインストラクターはそういう状況に置かれていると思う。それ以外のところでは、非正規と正規の区分がどこまでというのはわからないため、簡単には言えない。「検討」程度の表現であれば良いのかもしれない。また、体育協会は運営できなくなるおそれもある。

曾根正弘会長：その問題に注目しているというニュアンスを含め、和らげた表現で盛り込むという方法はあると思う。

竹内良昭委員：非正規職員がどのように雇われているのか全てを把握していないため、全体に盛り込むのは、抵抗がある。

足羽由美子委員：体育協会のところで、その議論はしているので、盛り込むのは良いと思うが、全体ということであるかどうか。

曾根正弘会長：では、この件については一任してください。後ほど検討させていただく。

《意義なし》

それでは、いただいた意見を基に、答申案を作成していくこととする。  
本日の議事は、これで終了となるが、ほかに、事務局から連絡事項があればお願いします。

《事務局 次回以降の日程についての説明》

曾根会長：これを持って、第12回行財政改革推進審議会を終了する。

署名 静岡市行財政改革推進審議会

会長 曾根正弘